

つくば市情報セキュリティ基本方針(案)の概要

1 策定理由

令和6年6月26日に公布された地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)の規定により、地方自治法第244条の6の規定が新設され、議会及び各執行機関は、令和8年4月までにサイバーセキュリティを確保するための情報セキュリティ基本方針を定め、公表する必要がある。

2 内容

国の指針(案)に基づく以下の内容について、つくば市情報セキュリティ基本方針を市長、教育委員会等と共同で定める。

- ①方針の目的
- ②定義
- ③対象とする脅威
- ④適用範囲
- ⑤職員等の遵守義務
- ⑥組織体制の確立、情報資産の分類・管理、物理的・人的・技術的セキュリティ対策をはじめとした情報セキュリティ対策
- ⑦情報セキュリティ監査・自己点検の実施
- ⑧情報セキュリティポリシーの見直し
- ⑨情報セキュリティ対策基準・実施手順の策定

3 施行日 令和8年4月1日